

浦添市会計年度任用職員任用案内

- 【募集職種】 美術館学芸員1人
※予算により任用できない場合があります。
- 【勤務条件等】 裏面を参照
- 【資格要件】 学芸員資格
学芸員の職務経験がある人優先
普通自動車運転免許（AT限定可）
- 【区分】 パートタイム（6時間）
- 【募集期間】 令和6年1月4日～任用候補者が決定するまで
- 【提出物】 浦添市会計年度任用職員任用申込書
学芸員資格、運転免許証の写し
- 【提出先】 〒901-2103
浦添市仲間1丁目9番2号 浦添市美術館
- 【提出方法】 浦添市美術館へ提出（郵送可）
※休館日である月曜日を除く9時から17時
（月曜日が祝日の場合は開館のため提出可）
- 【選考方法】 書類選考及び面接
- 【合否発表方法】 応募者全員に通知送付

※ 次の(1)から(3)いずれにも該当しないことをご確認の上、申込書をご提出ください。

- (1) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 浦添市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入した者

※ 駐車場について、美術館には職員等の専用駐車場はありません。周辺の月極駐車場を各自で確保してください。

【勤務条件】

任用期間	<p>一会計年度【令和6年4月1日～翌年3月31日】（任用後1か月間は試用期間となります。）</p> <p>※ 勤務状況等が良好な場合、再度任用される場合があります。 （再度の任用は2回まで、最長3年）</p>
勤務日	週5日
週休日 休日	<p>週休日：月曜日、土・日のうちいずれか1日</p> <p>休日：年末年始。国民の祝日に関する法律に規定する休日（美術館開館のため出勤となる場合あり）。</p>
勤務時間	<p>早番 8：45～15：45（休憩時間12：00～13：00） 実労働時間：6時間</p> <p>遅番 10：30～17：30（休憩時間12：00～13：00） 実労働時間：6時間</p> <p>※ 所定労働時間を超えて勤務する場合があります。</p>
勤務場所	浦添市美術館
職務内容	展示業務、保存・管理業務等
報酬	<p>月額177,800円</p> <p>※ 再度の任用があった場合、上限の範囲内での昇給があります。</p>
諸手当	<p>① 通勤手当 110円/日～ ※通勤距離が2km以上ある場合対象。徒歩、送迎、乗合は対象外となります。</p> <p>② 時間外勤務手当 労働基準法に準ずる</p> <p>③ 期末手当 年2.45月分（6月・12月）</p> <p>④ 勤勉手当 年2.05月分（6月・12月）</p> <p>※期末手当及び勤勉手当について、一定の要件を満たす場合支給。</p>
給与等支給日	<p>毎月末日締め、翌月15日払い</p> <p>※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給</p>
休暇	<p>年次有給休暇を任用期間及び週勤務日数に応じて付与（初年度6カ月超え勤務は10日付与）。その他（産前産後休暇、病気休暇、旧盆、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇あり）、無給休暇（保育時間、子の看護等）</p>
社会保険	要件を満たす場合、市町村職員共済組合又は公立学校共済組合の短期組合員及び日本年金機構の厚生年金に加入。
雇用保険	週20時間以上勤務かつ任用期間が31日以上の場合適用。
災害補償	沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償。
服務規程	<p>地方公務員法に規定するサービスの各規程が適用されます。</p> <p>（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）</p>
営利企業従事 （兼業）制限	パートタイム勤務者は、適用除外となります。（兼業可・要届出）

注）関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。